



定期監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第9項の規定により、平成25年度に執行した監査の結果を次のとおり公表する。

平成26年2月17日

京都地方税機構監査委員

谷 明憲



同

山本 圭一

なお、監査執行者は次のとおりである。

監査委員	執行期間
田畑 豊	平成25年10月28日から平成25年11月20日まで
山本 圭一	平成25年10月28日から平成25年11月20日まで

平成25年度京都地方税機構定期監査結果報告書

1 監査の対象

平成25年度における定期監査については、京都地方税機構の全所属、事務局3課及び全9地方事務所の計12箇所について監査を執行した。

2 監査の期間

平成25年10月28日から平成25年11月20日まで

事務局総務課、業務課及び法人税務課	平成25年11月12日、13日及び20日
京都東地方事務所	平成25年11月7日
京都西地方事務所	平成25年10月31日
京都南地方事務所	平成25年11月1日
相楽地方事務所	平成25年11月6日
山城中部地方事務所	平成25年10月29日
乙訓地方事務所	平成25年11月5日
中部地方事務所	平成25年10月28日
中丹地方事務所	平成25年11月11日
丹後地方事務所	平成25年11月8日

3 監査の範囲

平成24年度及び監査執行日までに執行された平成25年度分の財務並びに滞納整理事務等の執行を対象とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、財務及び事務の執行が法令等に基づいて適正に行われているか、また、その事務処理が、納税者の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務が進められているかについて、重点項目を設定し、所属長等から説明聴取を実施するとともに、関係書類等の調査を実施した。

監査の執行に際しては、監査対象機関に出向き、関係資料や事務の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する実地監査により行った。

5 監査実施上の重点項目

- (1) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われているか。
- (2) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分の手続きは適正に行われているか。

- (5) 各種の帳簿及び証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。
- (6) 滞納整理事務、課税事務は適正に行われているか。
- (7) 社会情勢に照らし、適切な事業運営がなされているか。

6 監査の結果

監査の結果、監査対象機関における事務の執行について、事務処理の一部に次のとおり改善を要する事例が認められた。

なお、出勤簿の押印漏れや収納金払込書の記載誤り等の軽微な事項については、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指示を行った。

(1) 契約事務等について

- ① 契約締結の際に、適正な公印を使用していない事例が認められた。(総務課、法人税務課)
- ② 賃貸借契約書において、捨印を押印している事例が認められた。(総務課)
- ③ 長期継続契約において、予算が削減された場合の解除条項が欠落している事例が認められた。(総務課)
- ④ 見積書に採用決定日を記入していない事例が認められた。(法人税務課)
- ⑤ 単価契約について、見積書に総額で採用決定していない事例が認められた。(業務課)
- ⑥ 公印押印の際に、浄書校合や公印審査がないまま押印されている事例が認められた。(相楽地方事務所、乙訓地方事務所)

(2) 徴収事務について

- ① 差押え解除すべき出資金について、解除していない事例が認められた。(相楽地方事務所)
- ② 窓口収納による収納書を保管していない事例が認められた。(相楽地方事務所)

7 要 望

今回の監査では、公印押印手続きや契約手続き等において不備が認められたところである。

京都地方税機構は、厳しい財政状況の下、多様化する住民ニーズに対応するため、納税者の利便性向上とともに、公平・公正な税務行政の確立を目指して、より一層の事務の適正化及び厳格化が求められているので、今後は、所属長による確認、複数職員による点検、適正な事務処理の周知を徹底し、厳格な事務処理態勢の構築を強く望むものである。